

- ① **事前アンケート結果、テーマ別の意見・質問共有**
- ② 最近のトピック（各省報道発表資料等）
- ③ 物流改正法ご質問への回答
- ④ 公正取引委員会からの説明
「下請法は“取適法(トリテキホウ)”へ改正のポイント」
- ⑤ 参考資料

物流2法改正による具体的な規制内容・影響

運送事業者 兼 元請トラック運送事業者の皆様から

- **具体的な労働時間管理の事例**を教えてください。実運送事業者管理簿の事例紹介してほしい。

運送事業者の皆様から

- 2次請以内に制限する努力義務について、どのように確認体制をしていくのか気になります。

発荷主 兼 着荷主の皆様から

- とくに、**特定荷主の条件・待機、積込時間の具体的な削減時間** など。
- 「第一種荷主（主に発荷主）」、「第二種荷主（主に着荷主）」に分けてのカウントが難しく、**自社が「特定荷主」該当するのかどうか・不安な状況**です。

その他の皆様から

- 「初めて荷待ち料を貰った」という事業者さまがいて、荷待ち料自体を初めて知ったようでした。**適性運賃の周知だけでなく、「料金」についても周知をお願いします。**

【質問】適性化努力義務について、荷待ち時間を2時間以内に抑えることは存じていますが、例えば**恒常的に4時間待たせることになっている場合**で都度適正な荷待ち料金を支払うことは、**トラックGメンの行政指導に対し何らかの抗弁効果があるのでしょうか？**

【質問：倉庫事業者から】**荷主が荷積荷卸しする場合で、それでも荷待ち料は発生し支払わなければならないのでしょうか？ 逆にこちらは荷積み荷卸し料を請求できるのでしょうか？**

中小受託取引適正化法（取適法（旧下請法））について

運送事業者の皆様から

- 運送企業は、資本金・従業員数が小規模が多く、**再委託の場合、両者が小規模だった場合どのようになるか**。その中で、60日以内の支払いが優先事項が高かった場合について。月末締ー翌々月末払い などが多いと思われませんが、月末締ー翌月末払い においても、60日を超えることも想定される。

例えば20日締ー翌月末払い・月末締ー翌月20日払いなどになる。こちらについても、社歴が長い場合などは、前者の傾向が多いと思われます。**明確な支払（決済）についての情報発信を希望するとともに、具体例なども提示も希望します。**

倉庫事業者の皆様から

- 取適法1月～の状況をご教授いただきたいです。

その他の皆様から

- 荷受け側として適正な査定を行える様に基準を知りたい。

荷主・消費者の行動変容

運送事業者 兼 発荷主の皆様から

- 取適法施行により、**大手小売事業者に見られる具体的な反応（対応）とは？**

商慣行の見直しについて

元請トラック運送事業者の皆様から

- 商慣行の見直しに関して荷主企業の取組について。

利用運送事業者 兼 倉庫事業者の皆様から

- 着荷主側でのリクエストにより、ドライバーがフォーク荷役として利用される際、万が一の破損や事故が起きた際の①責任の所在②破損時の弁金を輸送業者（弱い立場のもの）が負担させられている現状はおかしくないか？

発荷主の皆様から

- 正しい商慣行とは？いかがでしょうか？

倉庫事業者の皆様から

- 商慣行の見直しについて他社の具体的な活動内容を教えてください。

物流DX（デジタル化、機械化・自動化）

運送事業者 兼 発荷主の皆様から

- 取適法施行により、今後導入拡大が見込まれる物流DXの例は？

発荷主 兼 着荷主の皆様から

- 工場建屋間のマテハン自動搬送の事例があればご紹介を頂ければと（できる限り輸送重量が大きいもの）。

利用運送事業者について

利用運送事業者の皆様から

- **貨物利用運送事業者の場合も、一定規模以上で特定事業者に指定された場合、中長期計画の作成や物流統括管理者の選任が必要ですか？**「荷主」に対してのみという解釈で良いか。
- 書面の交付について、貨物利用運送事業者が荷主と実運送事業者の間に入る場合、**荷主との間で法12条の規定（相互に交付）は、荷主と実運送事業者双方と相互に交付する必要があるのか、それとも、相互交付は荷主との間だけで、実運送事業者とは法第24条の規定（実運送事業者への交付のみ）でよいのか**教えてください。
- 実運送体制管理簿について、4月より貨物利用運送事業者も作成主体となりますが、運送依頼を受けた実運送事業者は、利用運送事業者から請負階層の通知を受けないと、再委託する場合の請負階層の通知ができなくなると思うのですが、元請けから委託するものはすべて一次委託先であると解釈し、再委託する場合の委託先実運送事業者は自動的に2次委託として通知すればよいということでしょうか。同第3項の但し書きにより、**通知されないことで請負階層が記載されなかった場合、元請けが行政処分を受ける可能性がある**ことを考えると心配です。
- **「長時間の荷待ち」の基準**について、目安箱の例には「**1時間以上の荷待ち**」が挙げられている。「**2時間以上の荷待ち**」という表現もあるが、**働きかけや要請を行う基準としてはどちらが正しいか**

利用運送事業者 兼 倉庫事業者の皆様から

- 実運送体制管理簿について、真荷主と直接取引しているケースと、間に同業者（貨物利用運送事業者・貨物自動車運送事業者）が入っているケースがあります。4月以降、当社が実運送体制管理簿を作成するのは前者のみとの認識で合っていますでしょうか。

トラックGメンの具体的な活動内容

運送事業者の皆様から

- 活動内容（事例）。

発荷主の皆様から

- 物流Gメンの最新情報が知りたい。
- 荷主側の担当者は日々の業務に追われている傾向だったりするため、物流業界に関して少しでも情報収集したいです。特に情報が入手しにくいトラックGメンの活動内容は、気を付けていく項目が多々あると思いますので今後も情報提供をお願いしたいです。

適正運賃収受（運賃交渉）

運送事業者の皆様から

- 他社交渉状況。

発荷主の皆様から

- **トラック新法で適正運賃を検討しているとのことですが、現行運賃より大幅アップが見込まれます。運転手の賃金アップは理解できるのですが、運賃アップのかなり部分は製品価格に転嫁され、物価の大幅な上昇が見込まれます。現在の高市内閣の方針である物価の抑制と矛盾しませんか？物価の上昇についての国民への説明はどうなっているのでしょうか？**

標準的運賃、標準運送約款

発荷主 兼 着荷主の皆様から

- 現在は「運送費一式」の様な形で見積～単価契約～継続取引としていますが、**今後は見積の自身を細分化し明細毎に費用設定する形が良いでしょうか。**またその際に使用する契約書のひな型又は推奨される定型文とかは有るのでしょうか。
- **輸送費の価格レベル**についてですが、世間一般的にはどの程度（令和6年標準運賃対比で）のレベルなのか参考までにお伺いできればと思っております。

トラック運送安全に行われるための基準（改善基準告示）について

その他の皆様から

- 「実運送事業者から」連続運転4時間まで：休憩時間30分以上を、連続運転6時間まで：休憩時間45分以上に規制緩和されないでしょうか？ 高速道の休憩で30分の猶予でもSA・PAが空いていない場合があります。また荷主の昼休憩前着と、一般道の出勤渋滞を避ける早出を考慮すると、連続運転4時間では少々不足しています。全体の緩和までは望んでいません。